

令和6年度第2回沖縄県国民健康保険運営協議会 議事録

1 日 時：令和7年1月29日（水）14:00～16:30

2 場 所：沖縄県庁 6階 第2特別会議室

3 出席者

(1) 沖縄県国民健康保険運営協議会委員8名（委員11名中）

（被保険者代表） 喜納委員、豊見山委員

（保険医又は保険薬剤師代表） 渥美委員

（公益代表） 瀬口委員、長濱委員、安里委員

（被用者保険等保険者代表） 金城委員、西銘委員

(2) 事務局 9名

沖縄県保健医療介護部長 糸数 公

国民健康保険課 課長 與儀 秀行

国保支援班長

国保財政運営班長

高齢者医療班長

ほか班員4名

4 会議内容

(1) 開会

(2) 沖縄県保健医療介護部長あいさつ

(3) 沖縄県国民健康保険運営協議会会長及び会長職務代行者の選出について

(4) 議事

ア 国民健康保険制度の概要と沖縄県国民健康保険運営協議会について

イ 報告事項

(ア) 令和7年度国民健康保険事業費納付金等の算定結果

(イ) 令和7年度沖縄県国民健康保険事業特別会計予算案の概要

(5) 閉会

5 議事録

【配付資料の確認】

【沖縄県保健医療介護部長あいさつ】

【委嘱状の交付、新委員の紹介】

【出席者数・会議成立の確認】

【沖縄県国民健康保険運営協議会会長及び会長職務代行者の選出について】

委員候補者からの立候補及び推薦はなく、事務局から、琉球大学国際地域創造学部教授 瀬口浩一氏を協議会会長に、また、沖縄県保健医療福祉事業団専務理事兼事務局長 長濱 為一氏を会長職務代行者とする事務局案が提示され、全会一致で了承が得られた。

【議事録署名人の指名】

議事 国民健康保険制度の概要と沖縄県国民健康保険運営協議会について

【会長】

国民健康保険制度の概要と沖縄県国民健康保険運営協議会について、事務局から御説明をよろしくお願いいたします。

【事務局から資料１、１－２説明】

【会長】

ありがとうございました。

ただいま事務局から御説明いただきました内容について、何か御質問などございましたらお願いできればと思います。いかがでしょうか。

【被保険者代表】

資料１の７ページについて、義務教育就学前の子どもたちの医療費の窓口負担分は、市町村によって、全額市町村負担や中学卒業まで負担している市町村、または入院に関して負担するなど、公費の負担割合がそれぞれの市町村で分かれていると思うんですけども、これはどの保険でも加入している保険者が負担しているのでしょうか。

【事務局】

沖縄県では、令和４年度から国保以外も含めた医療保険全体として、未就学児の自己負担分については現物給付で窓口負担がないように、市町村が医療費助成を実施しています。

資料１の７ページに記載している本来的な２割の自己負担は変わらず、その分を市町村の医療費助成等で賄っているという流れとなります。

【会長】

そのほかいかがでしょうか。よろしかったでしょうか。

(意見・質問なし)

報告事項① 令和7年度国民健康保険事業費納付金等の算定結果

【会長】

それでは次の議題に移りたいと思います。

令和7年度国民健康保険事業費納付金等の算定結果について、事務局から御説明をいただく前に、協議会資料の取扱いについて事務局から御説明があるということです。よろしくお願いいたします。

資料2及び資料3を一時非公開にすることの説明（異議なし）

【会長】

ありがとうございました。

一時的に資料2及び資料3については、非公開としまして、支障がなくなった時点で、公開するという形で進めて参りたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、令和7年度国民健康保険事業費納付金等の算定結果について、事務局から御説明をよろしくお願いいたします。

【事務局から資料2、2-2説明】

【会長】

ありがとうございました。

ただいま事務局から御説明いただきました内容について、御意見、御質問がございましたらよろしくお願いいたします。いかがでしょうか。

【被保険者代表】

資料2の4ページは、令和7年度本算定と令和6年度本算定、その増減が記載されていて、増減がマイナスとなっている市町村は、市町村の持ち出しが減るという読み方でよろしいですか。

【事務局】

そのとおりです。

【被保険者代表】

納付金の額は、全体的に下がっているということでしょうか。

【事務局】

全体で約17億円減っていますが、医療費水準や所得水準等が上がったことで納付金が増加している市町村もあります。

【会長】

ありがとうございました。そのほかいかがでしょうか。

【被用者保険等保険者代表】

資料 2 の 3 ページで、納付金算定結果（納付金の減）の主な要因ということで、4 つの項目が挙げられていますが、ここで示されている保険給付費の減の要因分析はされていますか。

【事務局】

保険給付費は、被保険者数と一人当たり診療費を推計して、それを掛け合わせる形で推計しております。被保険者数に関しては、令和 6 年度は 365,094 人、令和 7 年度は 353,489 人と、約 1 万人減少となっております。一方で、一人当たり診療費に関しては、令和 6 年度 376,236 円から令和 7 年度 385,630 円と、約 2.5%増加しておりますが、被保険者数の減少が大きいため、保険給付費は減少しております。

【事務局】

補足です。資料 2 の 3 ページの前期高齢者交付金の増、これは歳入の増ということになりますが、前期高齢者交付金は社会保険診療報酬支払基金から、前期高齢者（65 歳から 74 歳）の割合に応じて交付されるものです。

沖縄県は、これまで前期高齢者が少なく、前期高齢者交付金が少なかった実情がありますが、直近 3 年間でいうと、沖縄県でも前期高齢者の割合は増加傾向にあります。

この資料ではお示ししていないのですが、制度改正前の平成 27 年度は、前期高齢者交付金が他県に比べて約 3 割程度と少ない状況がありましたが、沖縄県の前期高齢者の割合が増加傾向にあるため、直近で全国の約半分程度まで増えてきている状況です。そのため、前期高齢者交付金の増が、今後も納付金を押し下げる要因になると考えています。

【事務局】

最後補足しますと、被保険者数の減少については、団塊の世代が後期高齢者へ移行しているということと、被用者保険の適用拡大に伴い、ここ数年、国保の被保険者数が減少しております。この傾向については、今後も被用者保険の適用拡大の流れ等の動向を注視していくこととしておりますが、現状では、被保険者数の減少の影響により保険給付費が減少しているものと考えております。

【会長】

そのほかいかがでしょうか。よろしかったでしょうか。

（意見・質問なし）

報告事項② 令和7年度沖縄県国民健康保険事業特別会計予算案の概要

【会長】

それでは、次の議題に進ませていただきます。

令和7年度沖縄県国民健康保険事業特別会計予算案の概要について、事務局から御説明をよろしくお願いいたします。

【事務局から資料3説明】

【会長】

ありがとうございました。

ただいま事務局から御説明いただきました内容について、御質問などございましたらお願いいたします。

【公益代表】

資料3の1ページ、一人当たり診療費が増加していますが、一人当たりの医療費が増えると高額療養費の支出も増えるように思いますが、特別高額医療費共同事業拠出金の増加には至っていないということですか。

【事務局】

一人当たり診療費は、高齢化や医療の高度化に伴う自然増（3%程度）の範囲内での増加と考えています。

【事務局】

特別高額医療費共同事業拠出金は、資料3の2ページの用語解説において記載しているとおり、レセプト1件当たり420万円を超える医療費のうち、200万円を超える額を対象として、都道府県からの拠出金を財源として、全国で費用負担を調整するため、県から国民健康保険中央会へ拠出するものになります。

当該拠出金については、過去3年間の実績に基づき算出されるものになり、直近の高額医療費の増減の影響は一定程度均されるものと考えます。

【被用者保険等保険者代表】

令和5年度決算の剰余金を令和7年度歳入に繰越金として受け入れるとの説明でしたが、繰越金が発生したということは、令和5年度においては、当初見込みより医療費が低くなったということになりますが、なぜそうなったのか分析されているのでしょうか。

【事務局】

委員がおっしゃる通り、決算剰余金が発生した要因の一つに保険給付費が見込み値より減ったということがあります。もう一つ、歳入予算において、国が示す係

数に基づいて算定する国費が見込み値よりも増えたことがあります。

また、当初予算計上額（見込値）と決算額の差額は１～３％程度の増減であり、収支上、発生し得る差額と考えております。

【被用者保険等保険者代表】

繰越金は、毎年度同じような額が発生していますか。

【事務局】

平成 30 年度の都道府県単位化以降、決算剰余金の発生は初めてです。

【被用者保険等保険者代表】

新型コロナの受診控えの影響もあるかと思ったのですがいかがでしょうか。

【事務局】

保険給付費（医療費）は、過去 2 年間の実績値の伸び率により推計しており、新型コロナの受診控えは影響しないものと考えております。そのため、当初見込みについては、先ほど説明しましたとおり、高齢化と医療の高度化に伴う自然増と考えています。

【被用者保険等保険者代表】

資料 2 の 5 ページ、保険料で集める保健事業分等として 27 億円ありますが、これは県に入ってくる 27 億円が保健事業の財源になるということでしょうか。資料 3 の 3 ページの保健事業費 1 億円と数字が合わないのはなぜでしょうか。

【事務局】

市町村で実施する保健事業分を保険料で集めるべき分として記載しておりまして、県の歳入ということではございません。

【事務局】

資料 2 の 5 ページの市町村向け公費①から⑧、保険料額は、市町村の歳入予算を表しています。上の納付金 d は、市町村の歳出予算となります。納付金を納める財源として、市町村向け公費と保険料があり、それ以外に市町村独自で実施する保健事業等もありますので、その分は保険料として集めるということです。

【事務局】

資料 2 の 5 ページの 27 億円に関しては、市町村で実施する保健事業の費用の見込みです。資料 3 の 3 ページの 1 億円は、市町村の保健事業を推進するために県から市町村へ交付するものとなっております。

【会長】

ありがとうございました。そのほか全体を通して御質問などございますでしょ

うか。

【被保険者代表】

資料 2 の 3 ページで、令和 7 年度は前年度よりも一人当たりの保険料が減少していますが、4 ページに記載されている納付金上がる市町村は、最大一人当たり保険料額がどの程度増加するか教えてください。

【事務局】

一人当たりの保険料の増加幅が大きい市町村としては、栗国村で、8,865 円増加となります。減少幅が一番大きい市町村としては、南大東村で、26,835 円減少となります。

【被保険者代表】

増加幅が大きい市町村では、一人当たりの保険料が前年度より 8,000 円程度高くなるという理解でよろしいですか。

【事務局】

資料 2 - 2 の 3 ページを御覧いただければと思いますが、一人当たり保険料は、「標準保険料率」の箇所の算定となっています。

市町村は、標準保険料率を参考に実際の保険料を設定することになりますが、法定外繰入や繰上充用によって、標準保険料率とは乖離する市町村がございますので、資料で示した一人当たり保険料が実際に被保険者が納める保険料になるということではございません。

【会長】

ありがとうございました。そのほか御質問などございますでしょうか。

(質問なし)

【会長】

ありがとうございます。それでは報告事項はここまでにしたいと思います。

本日の会議内容につきましては、会議終了後 2 か月程度を目途に沖縄県国民健康保険課のホームページに掲載する方法での公開を行います。

ただし、一部資料については運営要綱に基づきまして、一時的に非公開ということで、支障がなくなった際には、速やかに公開を予定しているということでございます。

また、委員の皆様の御発言につきましては、氏名は記載せずに、被保険者代表、公益代表といった代表区分での記載となります。これは従来通りでございます。

議事録署名人の被保険者代表の豊見山委員、保険医又は保険薬剤師代表の渥美委員には、事務局から議事録が届きますので、御確認をいただければ幸いです。

それでは、私の進行はここまでということで、進行を事務局に引き継ぎます。

【事務局】

瀬口会長、本日の議事進行ありがとうございました。

委員の皆様におかれましては、御多忙のところ、御出席並びに貴重な御意見を賜りまして、感謝申し上げます。

お配りした資料は、御一読いただけますと、より一層理解が深まると思いますので、御確認をよろしくお願いいたします。

県としましては、今後とも国保事業の安定的な財政運営、効率的な事業運営が図られるよう努めて参りますので、委員の皆様におかれましては、今後とも、御協力のほどよろしくお願いいたします。

今年度の協議会につきましては、今回が最後の開催となりますが、次回は令和7年 11月の開催となりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、これをもちまして、令和6年度第2回沖縄県国民健康保険運営協議会を終了いたします。

なお、資料の一部につきましては、一時的に非公開とさせていただきますので、資料2及び資料3については、机の上に置いていただいた上で御退席のほど、よろしくお願いいたします。

本日は皆様、どうもお疲れ様でした。

(了)